

(証券コード 8309)
平成28年6月29日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 北村 邦太郎

第5期定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会 決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第5期定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第5期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告及び連結計算書類の内容並びにその監査結果を報告いたしました。
 2. 第5期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり、承認可決されました。なお、配当金は、普通株式1株につき6円50銭とさせていただきますこととなりました。

第2号議案

株式併合の件

本件は、原案のとおり、普通株主様による種類株主総会を兼ねる議案として承認可決されました。なお、平成28年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更し、普通株式10株を1株にする株式併合を実施いたします。

第3号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり、普通株主様による種類株主総会を兼ねる議案として承認可決されました。なお、定款変更は平成28年10月1日をもって実施し、その内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変更前定款	変更後定款
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>8,900,000,000</u>株とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、(ア) 第1回ないし第4回第八種優先株式 (以下併せて「第八種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十一種優先株式 (以下併せて「第十一種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十二種優先株式 (以下併せて「第十二種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて<u>100,000,000</u>株、(イ) 第1回ないし第4回第九種優先株式 (以下併せて「第九種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十三種優先株式 (以下併せて「第十三種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十四種優先株式 (以下併せて「第十四種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて<u>100,000,000</u>株、(ウ) 第1回ないし第4回第十種優先株式 (以下併せて「第十種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十五種優先株式 (以下併せて「第十五種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十六種優先株式 (以下併せて「第十六種優先株式」という。)、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式および第十五種優先株式と併せて「優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて<u>200,000,000</u>株をそれぞれ超えないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>890,000,000</u>株とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、(ア) 第1回ないし第4回第八種優先株式 (以下併せて「第八種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十一種優先株式 (以下併せて「第十一種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十二種優先株式 (以下併せて「第十二種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて<u>10,000,000</u>株、(イ) 第1回ないし第4回第九種優先株式 (以下併せて「第九種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十三種優先株式 (以下併せて「第十三種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十四種優先株式 (以下併せて「第十四種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて<u>10,000,000</u>株、(ウ) 第1回ないし第4回第十種優先株式 (以下併せて「第十種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十五種優先株式 (以下併せて「第十五種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十六種優先株式 (以下併せて「第十六種優先株式」という。)、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式および第十五種優先株式と併せて「優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて<u>20,000,000</u>株をそれぞれ超えないものとする。</p>

変更前定款		変更後定款	
第1回第十六種優先株式	200,000,000株	第1回第十六種優先株式	20,000,000株
第2回第十六種優先株式	200,000,000株	第2回第十六種優先株式	20,000,000株
第3回第十六種優先株式	200,000,000株	第3回第十六種優先株式	20,000,000株
第4回第十六種優先株式	200,000,000株	第4回第十六種優先株式	20,000,000株
<p>第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、全ての種類の株式につき1,000株とする。</p>		<p>第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、全ての種類の株式につき100株とする。</p>	
第3章 優先株式		第3章 優先株式	
<p>第12条 (優先配当金) 当社は、第55条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式</p> <p>1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p>		<p>第12条 (優先配当金) 当社は、第55条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式</p> <p>1株につき、年1,000円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、年1,500円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p>	

変更前定款	変更後定款
<p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。</p> <p>第15条（残余財産の分配） 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式1株につき1,000円を支払う。</p> <p>2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p>	<p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。</p> <p>第15条（残余財産の分配） 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式1株につき10,000円を支払う。</p> <p>2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p>

第4号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案のとおり、常陰 均、北村邦太郎、岩崎信夫、服部力也、大久保哲夫、越村好晃、篠原総一、鈴木 武、荒木幹夫の9氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり、八木康行、吉田高志の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

おって、本総会終了後、同日開催の取締役会において、取締役会長に常陰 均氏、取締役社長に北村邦太郎、取締役副社長に岩崎信夫、服部力也、大久保哲夫の3氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

再 拝

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更について

決議ご通知にてご案内のとおり、本日開催の第5期定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会において、株式併合にかかる議案が原案どおり可決されましたので、当社は平成28年10月1日をもって当社の単元株式数を1,000株から100株に変更し、普通株式10株を1株にする株式併合を実施いたします。

つきましては、株式併合及び単元株式数の変更に関して、よくあるご質問をおまとめしましたので、ご案内申し上げます。

Q1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A1 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。また、単元株式数とは、株主総会及び種類株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。今般、当社では10株を1株とする株式併合と1,000株から100株への単元株式数の変更を予定しております。


Q2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取組みを推進しています。当社におきましても、この趣旨を踏まえ、当社の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することとしたものです。一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当該株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A3 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります（株式併合による各株主様の割当株式数は、平成28年11月上旬に別途ご案内予定です）。

例	効力発生前			効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数		ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	3,000株	3個		300株	3個	なし
②	1,500株	1個		150株	1個	なし
③	1,385株	1個		138株	1個	0.5株
④	342株	なし		34株	なし	0.2株
⑤	7株	なし		0株	なし	0.7株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③～例⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成28年11月下旬から12月上旬頃にお支払いいたします。

なお、例③～例⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4 資産価値には影響を与えないのですか。

A 4 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 5 最低投資金額への影響はありますか。

A 5 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。

(ご参考) 平成28年3月31日の終値 (329.6円) を元にした試算

併合前 329.6円 (株価) × 1,000株 (単元株式数) = 329,600円 (最低投資金額)

併合後 3,296円 (株価) × 100株 (単元株式数) = 329,600円 (最低投資金額)

Q 6 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。

A 6 株主様のご所有の株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合 (10株を1株に併合) を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることとなります。

Q 7 株主は何か手続きが必要ですか。

A 7 特段のお手続きの必要はありません。

なお、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は株主としての地位を失うこととなります。

Q 8 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A 8 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記（※）の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9 この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。

A 9 単元未満株式の買取り（1単元に満たない株式を当社が買い取る）のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。現在の単元株式数（1,000株）での買取ご請求は平成28年9月26日（月）まで、新しい単元株式数（100株）での買取ご請求は効力発生以降となります。

なお、証券会社に口座を作られていない株主様は後記（※）の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。（単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください）

Q 10 株式の売買停止期間はありますか。

A 10 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位株式数（1,000株）でのお取引は平成28年9月27日（火）までとなります。平成28年9月28日（水）から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成28年9月28日（水）より株式併合の効果が反映されたものとなります。

Q11 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A11 次のとおり予定しております。

平成28年 6 月29日 (水) 定時株主総会開催日

平成28年 9 月15日 (木) 株式併合公告日

平成28年 9 月27日 (火) 現在の単元株式数 (1,000株) での売買最終日

平成28年 9 月28日 (水) 変更後の単元株式数 (100株) での売買開始日

平成28年10月 1 日 (土) 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の
効力発生日

平成28年11月上旬 株主様への割当株式数ご通知の発送

平成28年11月下旬 端数株式処分代金の株主様へのお支払
から12月上旬

※当社の株主名簿管理人：

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話：0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以 上



見やすくまちがいにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。